

会議記録（１）

| | |
|---------------|---|
| 会議名称 | 令和３年度第２回北本市自治基本条例審議会 |
| 開会及び 閉会日時 | 令和３年５月２４日（月） 開会 午前１０時００分 閉会 午前１１時１０分 |
| 開催場所 | 北本市役所 会議室３－Ａ・Ｂ |
| 議長氏名 | 加藤芳雄 |
| 出席委員 （者）氏名 | 佐藤利彦 田島和生 高松千恵子 加藤陽一 長島幸枝 西村一孝 槇拓治 加藤芳雄 |
| 欠席委員 （者）氏名 | 安江洋 |
| 説明者の 職氏名 | 行政経営部行政経営課長 佐藤慎也 同企画調整担当ＧＬ 高橋良輔 同主任 鈴木裕大 |
| 事務局職員 職氏名 | 行政経営部行政経営課長 佐藤慎也 同企画調整担当ＧＬ 高橋良輔 同主任 鈴木裕大 |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> １ 開会 ２ 委嘱状交付 ３ 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 北本市自治基本条例の意見及び各条検証（第１６条から第２７条まで）と各条に対する本市の取組状況について (2) その他 ４ その他 ５ 閉会 |
| 配布資料 | 資料１ 自治基本条例の各条検証と取組状況 参考資料 北本市自治基本条例審議会規則 参考資料 北本市自治基本条例審議会委員名簿 |

会議記録（２）

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------|---|
| 事務局 | <p>1 開会</p> <p>本審議会は北本市自治基本条例審議会規則第5条第2項の規定により、過半数の出席が必要です。本日は、委員9名中8名の方に御出席いただいておりますので、会議が成立することを御報告いたします。</p> |
| 事務局 | <p>2 委嘱状交付</p> <p>北本市自治基本条例審議会規則第2条第2項第1号に定める「自治会その他のコミュニティの活動に携わる者」として、自治会連合会からの御推薦により委員を務めていただいていた須永委員から、このたび佐藤委員に変更になりましたので、御報告いたします。佐藤委員の任期につきましては須永委員の残任期間となりますので、よろしく願いいたします。委嘱状につきましては、コロナ禍を踏まえ、机上に配布いたします。</p> |
| 事務局 | <p>3 議事</p> <p>それでは、これより議事に入ります。議事の進行につきましては、北本市自治基本条例審議会規則第5条第1項の規定に基づき、会長をお願いいたします。</p> <p>なお、本日、傍聴者はおりませんので、御報告いたします。</p> |
| 議長 | <p>(1) 北本市自治基本条例の意見及び各条検証（第16条から第27条まで）と各条に対する本市の取組状況について</p> <p>今回は、条例第16条から最後の第27条までを検証し、委員の皆さんから意見を頂きます。そして、次回に諮問に対する答申案を取りまとめたいと考えていますので、よろしく願いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>【資料1に基づき第16条から第21条まで説明】</p> |
| 議長 | <p>何か質問がありましたら、お願いいたします。</p> |
| 佐藤委員 | <p>第17条について、本条例の制定時には、既に北本市個人情報保護条例が制定されていたとのことですが、自治基本条例と個人情報保護条例のそれぞれの目的・機能について、詳しい説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>個人情報保護条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める</p> |

会議記録（２）

| | |
|-------------|--|
| <p>佐藤委員</p> | <p>とともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政の運営を確保し、市民の基本的人権を擁護することを目的としています。機能としては具体的な取組を定めたものです。</p> <p>一方、北本市自治基本条例での個人情報保護の条項は、個人情報保護条例と目的は同じくしていますが、個別具体の取扱いを定めたものではなく、市が個人情報に十分に配慮する必要性を示すものです。</p> <p>例えば、北本市から自治会に対し委員を推薦する依頼等を受けた時等、推薦を検討する際にその地域に住む人に関する情報等を北本市に聞いても、個人情報保護の観点から連絡先等を開示できないと言われてしまい、難航してしまうことがあります。こうした問題は北本市個人情報保護条例で定められているためなのか自治基本条例によるものなのか。そのあたり二つの条例はどのような関係になっているのですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>北本市個人情報保護条例では個人情報を適切に管理するため、情報の開示等、個人情報の具体的な取扱いの方法を定めています。自治基本条例では、あらゆる取組を通じて、市が有する個人に関する情報を適切に保護しなければならないことを理念的に市に義務づけるものです。</p> |
| <p>佐藤委員</p> | <p>わかりました。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ほかに意見はありますか。</p> |
| <p>西村委員</p> | <p>資料１の第１６条「情報の公開及び発信」で取組の例として示された広報紙では、市の様々な取組が非常にわかりやすく示されています。自治会が自治会加入者に配る仕組みになっていると思いますが、自治会への加入に関わらず市の取組を広く伝える必要があると思います。理想を言えば全ての住民に自治会に加入してほしいですが、実態がそうではない以上、市の取組を周知する方法を考える必要があると考えます。本条例の審議とは異なるかもしれませんが、素朴な意見ですが、本日は田島委員や佐藤委員をはじめ自治会に見識がある方がいるので意見を伺いたいです。</p> |
| <p>田島委員</p> | <p>自治会については私も関心がありますが、第２２条の中で触れていくことになると思います。</p> |
| <p>議長</p> | <p>第２２条以降で確認するということによろしいでしょうか。</p> |

会議記録（２）

| | |
|------|---|
| 西村委員 | はい。よろしくお願いします。 |
| 議長 | ほかに御質問がありますか。なければ次の説明を事務局お願いします。 |
| 事務局 | 【資料 1 に基づき第 2 2 条から第 2 7 条まで説明】 |
| 議長 | 先ほど意見が出た第 2 2 条「コミュニティの活動の支援」について、田島委員お願いします。 |
| 田島委員 | 第 2 2 条の運用については見直す時期にもきているのではないかと思います。これまでは、行政の補助的な制度として区長制度がありました。歴史的な背景があるはずですが、戦後日本のまちづくりに不可欠ということで区長制度が長く続いていました。多くの場合、区長業務と自治会業務が兼務でなされていましたが、明確な区分けがなされていませんでした。北本市では自治会の意思もあり昭和 5 3 年に区長制度規則が制定され明確な区分けがされました。佐藤委員、ここまでは間違いありませんか。 |
| 佐藤委員 | <p>はい。補足すると、区長制度は市で定めた区域に対する区長への委託事業でした。区長制度では、区長としての業務に対する報酬が発生し、その報酬には業務の一部として広報紙の配布業務に対する報酬も含まれていました。区長と自治会長は、役割が似ているため、同一視されていました。ただ、自治会は、自ら作るか入るかする任意組織であり、会員と非会員の概念が存在しました。</p> <p>先般、区長制度が廃止され、自治会長制度になっても、広報紙やポスターの配布業務を自治会が行うということであれば、その分の費用として市から委託費が出ます。区長制度では、委託されていたにも関わらず、区長の意思で広報紙配布などの一部の事業をやらないと判断されることがありましたが、自治会長制度では業務ごとに委託費用が出されるため、自治会としてその事業をやらない決定をしない限り、やる必要がある仕組みになりました。</p> |
| 西村委員 | すると自治会長制度への移行は、第 2 2 条の定めるところのコミュニティ活動を支援するという条項がより機能した取組として現れたものと理解してよいのでしょうか。 |
| 議長 | それはどうでしょうか。以前は区長業務の一部に広報紙を配ることが定め |

会議記録（２）

| | |
|-------------|--|
| <p>田島委員</p> | <p>られていましたが、元々広報紙は自治会加入を問わず全戸配布が想定されていたと思います。</p> <p>４０年ほど前から自治会については様々な問題が生じています。個人として研究もしているところですが、時代の変遷に伴い「任意であれば自治会に入りたくない。行政がゴミなどの問題を解決するべきだ」という考えも出てきました。この考えも確かに一理ありますが、市民も、市民としての意識と責任を持たなければいけません。これをどのように解決できるのかということは皆が考える必要があるのではないのでしょうか。</p> |
| <p>西村委員</p> | <p>自治会に関する細かい規則は自治基本条例の審議会で議論すべきではないと思いますが、意見としてまとめたいと考えます。事務局としてはどう考えますか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>そういった委員の皆様の意見が自治基本条例の検証となると考えます。どういったものが時代に合わなくなっているのか、条例ではこう規定されているが実態はこうでないか、などの検証を経て答申がなされることと思います。その結果、「条例の何条の何項をこう直す」という答申もあれば、「条項の理念、条文に問題はないが、運用を改めるべき」ということが答申としてなされる場合もあると考えます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>分かりました。ほかに質問や意見はありますか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【なし】</p> |
| <p>議長</p> | <p>(2) その他</p> <p>それでは続いて、議事(2)その他、各条項について説明のあった内容を踏まえて、改めて諮問に対する意見を、委員の皆様から頂きたいと思いますが、その前に、前回までに出された意見の要旨について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>本日までに頂きました意見をまとめますと、自治基本条例が市政運営や市民参画・協働の方法等、まちづくりのルールを規定したものであるため、形骸化や時代の変化に応じた新しい視点が必要との意見はありませんでした。</p> <p>その一方で、自治基本条例というまちづくりのルール自体は普遍のものとしつつ、第１６条「情報の公開及び発信」について、市と市民、議会との間</p> |

会議記録（２）

| | |
|-----|--|
| | <p>での情報共有・連携強化のために周知、啓発に向けて広報紙やパンフレット等の更新、配布や公開で時代に合わせた取組が必要であるとの意見があったほか、第２２条「コミュニティの活動の支援」について、市民参画・協働の中心的役割を担う自治会やコミュニティが支援・促進を受けながら住民同士で協力できる仕組みづくりが必要との意見がありました。</p> |
| 議長 | <p>今の説明で何か意見はありますか。</p> |
| 榎委員 | <p>確認ですが、今の説明はこの場で出た意見をまとめたものですか。</p> |
| 事務局 | <p>本日だけでなく、従前に出された意見と今回までの検証の中で出た意見の要旨です。</p> |
| 榎委員 | <p>承知しました。</p> |
| 議長 | <p>ほかに意見はありますか。</p> |
| 各委員 | <p>【なし】</p> |
| 議長 | <p>多くの意見を頂きまして、ありがとうございました。それでは、今までに頂いた意見を踏まえて、今後、諮問に対する答申案のたたき台を、私と副会長、事務局で取りまとめていきたいと考えています。その上で、次回の審議会において、皆様にそのたたき台をお示しすることとして異議はございませんか。</p> |
| 各委員 | <p>【異議なし】</p> |
| 議長 | <p>それでは、そのようにいたします。全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。</p> |
| 事務局 | <p>３ 閉会</p> <p>ありがとうございました。先ほど会長からお話がありましたとおり、会長・副会長と相談をさせていただきながら、本日までに頂いた意見を基に、答申案のたたき台を取りまとめ、次回、そのたたき台をお示しした上で、委員の皆様様の御意見を頂き、最終的な答申案作成へ移りたいと考えています。</p> <p>以上をもちまして、「令和３年度第２回北本市自治基本条例審議会」を閉</p> |

会議記録(2)

| | |
|--|--|
| | 会いたします。本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。 |
| | 議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 令和 3 年 6 月 8 日 <u>加藤 芳雄</u> |